

(要領 2 関係)

県が別途指定する期間(支援金の対象)

- ① 令和3年8月6日(金)17時から31日(火)24時に催行される旅行商品で令和3年8月6日(金)から20日(金)の期間内にキャンセルされたもの。

日	8/6	20	21	31
時	17:00	24:00	0:00	24:00
取扱い	販売停止期間(6日~31日)			
	経過措置期間(6日~20日) 割引実施(キャンセル要請不要)		割引停止期間(21日~31日) (キャンセル要請必要)	
※各旅行会社は、この期間中に「割引停止期間」に催行される旅行のキャンセルを要請する。				
※この期間中に生じた「販売停止期間」に催行される旅行に係るキャンセル料は利用者に求めないこと。(県が負担)				